

# 中小企業を支援します

## ～原油高騰対策支援資金の融資枠拡大等～



県では、原油高騰などにより、深刻な影響を受けている中小企業者の円滑な資金繰りを支援するため、9月補正予算で原油高騰対策支援資金の融資枠の拡大を行うなど、対策の強化に取り組んでいます。

今月号では、中小企業の皆さんに制度を十分活用していただけるよう、その追加支援措置の内容と、併せて国が行う緊急保証制度についてお知らせします。

### 原油高騰対策支援資金をご活用ください!

#### 融資を受けるためには?

《融資対象要件》(※融資申込には認定が必要です)

沖縄県信用保証協会の定める対象業種に属し、県内で1年以上引き続き同一事業を営むもので、融資対象1または、融資対象2のいずれかに該当するもの

#### 融資対象1

- (1)から(3)の要件をすべて備えているもので、商工会会長または商工会議所会頭より認定を受けた者
- (1)製品等に係る売上原価のうち、石油製品等の仕入額が5%以上を占めるもの
- (2)過去5年間のいずれかの決算に比べ直近の決算における石油製品等の仕入価格が10%以上上昇していること
- (3)最近3ヵ月又は6ヵ月の平均売上高に占める石油製品等の平均仕入額の割合が、前年同期比で上回っていること

#### 融資対象2

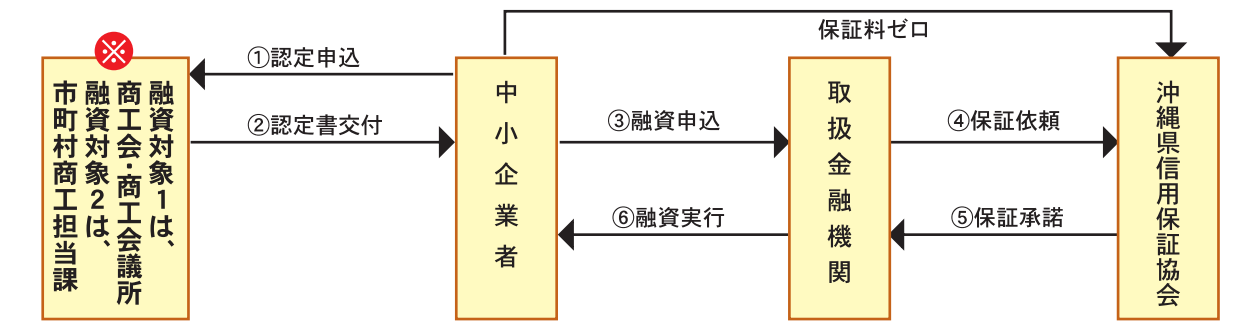
経済産業省が指定する指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない特定中小企業者で、市町村長が認定した者

#### 特徴

- ①保証料率が、0.00%(県が保証料を全額負担)
- ②金利が、県融資制度の中で一番低く、融資対象1は年2.30%、融資対象2は年2.20%
- ③融資期間が7年以内(うち据置期間が2年以内)
- ④融資限度額が大きい(4千万円以内)

《実施期間》平成20年4月1日～平成21年3月31日 (追加支援措置は、11月1日から実施)

#### 借入までの流れ

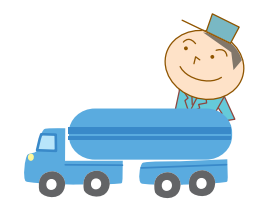


## 10月31日に『原材料価格高騰対応等緊急保証制度』が始まりました!

### どんな制度?

原材料価格の高騰により経営環境が悪化し、必要事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、その事業資金を供給し、中小企業者の事業発展に資することを目的としています。

- 認定の申込先:各市町村商工担当課
  - 申込資格要件:中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定した者(下記認定基準(イ)～(ハ)のいずれかを満たすと認められた者)
  - 保証限度額:一般保証の別枠として2億8,000万円以内  
(普通保険にかかる保証で2億円以内、無担保保険にかかる保証で8千万円以内、無担保無保証人保証で1,250万円以内)
  - 保証割合:100%(全部保証)とする→責任共有制度の対象外
  - 保証期間:10年以内とする(据置期間1年以内とする)。
  - 信用保証料率:0.8%以下で各信用保証協会が定める率  
(沖縄県信用保証協会では0.80%)
- 《取扱期間》平成20年10月31日～平成22年3月31日まで



### 中小企業者信用保険法第2条第4項第5号に基づく特定中小企業者の認定基準について

#### 【認定基準】

#### 指定業種:618業種

- (イ)指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
  - (ロ)指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
  - (ハ)指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ※平成20年10月31日からの変更点として、業種が73業種拡大しました。

#### 認定から融資までの手続きの流れ



#### 「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」についてのお問い合わせは

- 【各市町村商工担当課】
- 【沖縄県信用保証協会経営支援課】……………TEL098(863)5300
- 【沖縄総合事務局中小企業課】……………TEL098(866)1755

お問い合わせ【県経営金融課】TEL.098-866-2343 FAX.098-861-4661